

山口県報

令和 8 年
10 月 9 日
(金曜日)

目 次

○告示

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（二件）（港湾課）……………二
指定納付受託者の指定（会計課）……………二

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正（物品管理課）……………三

○公告

令和八年度山口県補正予算の要領の公表（財政課）……………三



山口県告示第三百六十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、山口宇部空港滑走路改良工事（第三工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和八年十月九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

一 山口宇部空港滑走路改良工事（第三工区）

（一）工事場所 宇部市大字沖宇部字八王子六二五番四三

（二）工事の概要

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

（一）共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和六年山口県告示第三百四十七号。以下「告示」という。）二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が舗装工事の A 等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（舗装工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

（二）共同企業体の代表者の令和八年十月八日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の舗装工事の数値が九百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

（一）共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の（一）に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

（二）申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。

（三）申請書等の提出期限

工 種		面 積
舗 装 工		二五、〇七〇平方メートル

令和八年十月二十六日 午後四時三十分

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和八年十一月四日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県宇部港湾管理事務所（電話〇八三六―三一一―三三一一）にすること。

山口県告示第三百六十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項の規定により、山口宇部空港滑走路改良工事（第四工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和八年十月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 山口宇部空港滑走路改良工事（第四工区）

(一) 工事場所 宇部市大字沖宇部字八王子六二五番四三

(二) 工事の概要

工 種	面 積
舗 装 工	一六、二二〇平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和六年山口県告示第三百四十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が舗装工事のA等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（舗装工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の令和八年十月八日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の舗装工事の数値が九百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期限

令和八年十月二十六日 午後四時三十分

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和八年十一月四日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県宇部港湾管理事務所（電話〇八三六―三一一―三三一一）にすること。

山口県告示第三百六十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和八年十月九日

山口県知事 村岡 政

- 一 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地
SB ペイメントサービス株式会社 東京都港区海岸一丁目七番一号
- 二 指定納付受託者に納付させる歳入
手数料収納窓口における手数料（キャッシュレス決済を利用して納付されるものに限る。）

- 三 指定の日
令和八年十月一日

山口県告示第三百六十九号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和八年山口県告示第五十二号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月九日

山口県知事 村岡 政

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「初動捜査支援システム」を「初動捜査支援システム 運転免許試験用 A T 大型自動車」に改める。



(二〇四) 令和八年度山口県補正予算の要領の公表

令和八年九月山口県議会定例会で議決された令和八年度山口県補正予算の要領は、次のとおりです。

令和八年十月九日

山口県知事 村岡 政

令和八年度山口県一般会計補正予算（第2号）

令和八年度山口県一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,865,185千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ798,730,286千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。
（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（単位 千円）

歳入

款

項

補正額

補正前の額

計

8分担当及び負担金 29,250 3,497,221 3,526,471

10国庫支出金 29,250 3,237,130 3,266,380

1国庫負担金 1,814,343 104,287,578 106,101,921

2国庫補助金 482,581 37,812,732 38,295,313

13繰入金 1,331,762 65,294,515 66,626,277

2基金繰入金 460,251 37,368,341 37,828,592

14繰越金 460,251 32,313,530 32,773,781

1繰越金 585,341 141,481 726,822

16県債 585,341 141,481 726,822

1県債 976,000 47,318,000 48,294,000

合計 976,000 47,318,000 48,294,000

歳入 3,865,185 794,865,101 798,730,286

歳出 3,865,185 794,865,101 798,730,286

款 項 補正額 補正前の額 計

2総務費 186,189 45,745,013 45,931,202

1総務管理費 20,047 17,803,551 17,823,598

2企画調整費 161,100 16,793,509 16,954,609

6防災費 5,042 2,504,932 2,509,974

3民生費 38,152 111,047,919 111,086,071

第3表 債務負担行為補正
変更

事 項	補 正		補 正	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 県立高校等 / 人 / 台 端末購入費支援の対象 者に対する補助金	令和8年度から 令和9年度まで	201,197千円	令和8年度から 令和9年度まで	265,410千円
	令和8年度から 令和9年度まで	600,000千円	令和8年度から 令和10年度まで	990,000千円
	令和8年度から 令和9年度まで	978,543千円	令和8年度から 令和10年度まで	978,543千円

第4表 地方債補正
変更
(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正		補 正	
	限度額	起債の方法 償還の方法 利率 償還の方法	限度額	起債の方法 償還の方法 利率 償還の方法
一般治山事業	819,000	証書借入又は 元金均等返済 方式で30年以内 の利率で見入 れ、元金均等 返済するもの は、直後に 償還する。	856,000	証書借入又は 元金均等返済 方式で30年以内 の利率で見入 れ、元金均等 返済するもの は、直後に 償還する。
単独道路災害防除事業	216,000	元金均等返済 方式で30年以内 の利率で見入 れ、元金均等 返済するもの は、直後に 償還する。	418,000	元金均等返済 方式で30年以内 の利率で見入 れ、元金均等 返済するもの は、直後に 償還する。
自然災害防止事業（河川）	137,000	元金均等返済 方式で30年以内 の利率で見入 れ、元金均等 返済するもの は、直後に 償還する。	307,000	元金均等返済 方式で30年以内 の利率で見入 れ、元金均等 返済するもの は、直後に 償還する。
自然災害防止事業（砂防）	378,000	元金均等返済 方式で30年以内 の利率で見入 れ、元金均等 返済するもの は、直後に 償還する。	648,000	元金均等返済 方式で30年以内 の利率で見入 れ、元金均等 返済するもの は、直後に 償還する。
土木現年補助災害復旧事業	1,094,000	元金均等返済 方式で30年以内 の利率で見入 れ、元金均等 返済するもの は、直後に 償還する。	1,368,000	元金均等返済 方式で30年以内 の利率で見入 れ、元金均等 返済するもの は、直後に 償還する。
土木現年単独災害復旧事業	70,000	元金均等返済 方式で30年以内 の利率で見入 れ、元金均等 返済するもの は、直後に 償還する。	93,000	元金均等返済 方式で30年以内 の利率で見入 れ、元金均等 返済するもの は、直後に 償還する。
計	2,714,000		3,690,000	

4 衛生費	8 災害救助費	38,152	516,577	554,729
	1 公衆衛生費	76,816	26,590,841	26,667,657
	7 保健所費	5,384	8,136,240	8,141,624
	8 医薬費	10,746	2,473,624	2,484,370
	6 農林水産業費	60,686	8,067,350	8,128,036
7 商工費	1 農業費	411,900	37,825,170	38,237,070
	4 林業費	54,341	11,647,326	11,701,667
	5 水産業費	125,559	7,361,779	7,487,338
	2 工業費	232,000	6,482,637	6,714,637
	2 鉱業費	896,962	88,147,562	89,044,524
8 土木費	2 工業費	896,962	83,179,615	84,076,577
	1 管理費	1,059,154	71,632,675	72,691,829
	2 道路橋りょう費	16,654	7,237,133	7,253,787
	3 河川海岸費	502,500	31,670,346	32,172,846
	11 災害復旧費	540,000	17,444,845	17,984,845
歳出 繰越明許費	1 農林水産施設災害復旧費	1,196,012	6,361,285	7,557,297
	2 土木施設災害復旧費	380,912	1,620,708	2,001,620
	合計	815,100	4,580,577	5,395,677
	合計	3,865,185	794,865,101	798,730,286
	第2表 繰越明許費		(単位 千円)	
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良費	100,000	
	3 河川海岸費	橋りょう補修費 単独橋りょう補修費 急傾斜地崩壊対策事業費	129,400 29,600 30,667	
	合計		289,667	